

決議案第 8 号

令和 3 年 3 月 1 8 日

石岡市議会

議長 池 田 正 文 殿

教育福祉環境委員会

委員長 勝 村 孝 行

議案の記載内容及び口頭説明の適正化を求める決議

標記の決議案を別紙のとおり，地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び石岡市議会会議規則第 1 3 条第 3 項の規定により提出します。

議案の記載内容及び口頭説明の適正化を求める決議（案）

本年3月12日の教育福祉環境委員会において、昨年 of 本市議会第3回定例会で可決した議案第88号「損害賠償額の決定及び損害賠償請求に関する和解について」は、その審査に必要な記載を欠くとともに、口頭における補足説明も不足していた事実が明らかになった。

我われ議会は、地方自治法第96条により、各事件を議決するよう義務づけられているとともに、議決を通じて市政を監視するよう市民から信託を受けている。したがって、我われ議会にとって議案の審査は最も重要な事項であり、その審査は、市執行部から上程される議案の記載内容及び本会議又は委員会における市執行部の口頭説明に信を置き、実施しているところである。

そのような中で、今般明らかになった議案の記載内容の不備及び口頭説明の不足は、議会制度の根幹に関わる重大事であるとともに、市執行部が議案の可決を目論んで意図的に事実を隠蔽したとも受け取られかねない事案であり、決して看過することはできない。

よって、市執行部においては、上記の事実を猛省し、今後、議案には審査上必要な内容を適切に明記するとともに、必要に応じて口頭での補足説明を過不足なく行うことによって議会の適正な議決に資するよう強く求める。